## 安平町長交際費の支出基準に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この基準は、町政の円滑な執行を図るため、町長等が町を代表して対外的な交際に要する経費 (以下「交際費」という。)について、適正かつ透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (支出基準)
- 第2条 交際費については、町の対外的な交際上必要な経費を、社会通念上妥当な範囲内で必要最小限 の額を支出するものとする。

(支出範囲)

- 第3条 交際費の支出範囲は、次に掲げる個人又は団体に対して支出するものとする。
  - (1) 祝儀 式典、祝賀会、各種行事等のお祝い、祝酒等に要する経費
  - (2) 会費 各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の会費又は会費相当分に要する経費
  - (3) 弔慰 葬儀における香料、供花料等に要する経費
  - (4) 見舞 病気、り災及び事故等の見舞に要する経費
  - (5) 渉外 外部の個人又は団体等との渉外・接遇・土産代等に要する経費
  - (6) その他 協賛金等のほか、町長が特に必要と認める経費

(支出内容)

第4条 交際費の支出の対象となる内容及び金額は、次の表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
祝儀	式典、祝賀会、各種行事等のお祝い、祝酒等に要す	別に定める慶弔関係基準一
	る経費	覧による
会費	各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の会	金額が明確なものについて
	費又は会費相当分に要する経費	はその額、不明確なものにつ
		いては会費相当額
弔慰	葬儀における香料、供花料等に要する経費	別に定める慶弔関係基準一
見舞	病気、り災及び事故等の見舞に要する経費	覧による
涉外	外部の個人又は団体等との渉外・接遇・土産代等に	社会通念上妥当と認められ
	要する経費	る金額又は実費相当額
その他	協賛金等のほか、町長が特に必要と認める経費	

(公表)

- 第5条 町長交際費の支出状況は、安平町広報紙及び安平町ホームページで公表するものとし、その公表時期は、次のとおりとする。
  - (1) 町広報紙 当該年度分を翌年度6月の広報紙で掲載する。
  - (2) 安平町ホームページ 月別の支出状況にあっては当該月分を翌月15日までに、年度別の支出状況にあっては当該年度分を翌年度6月末までに掲載する。
- 2 前項第1号に規定する安平町広報紙による交際費の公表内容は、前条の表の区分ごとの件数及びその合計金額とする。
- 3 第1項第2号に規定する安平町ホームページによる交際費の公表内容は、月別の支出状況にあって は次に掲げる事項とし、年度別の支出状況にあっては前項の安平町広報紙の例によるものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額
- 4 交際費の公表は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、個人情報 の保護に十分配慮して行わなければならない。

(運用)

- **第6条** 慣習その他特別の理由により前条の支出基準によりがたい場合にあっては、社会通念上妥当な 範囲内で支出額を調整できるものとする。
- 2 交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念上に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に十分配慮し、基準についても適正な執行のために適宜見直しを行うものと する。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。